

自治研 かんがわ 概

2014 **2** No.145
(通算 209号)

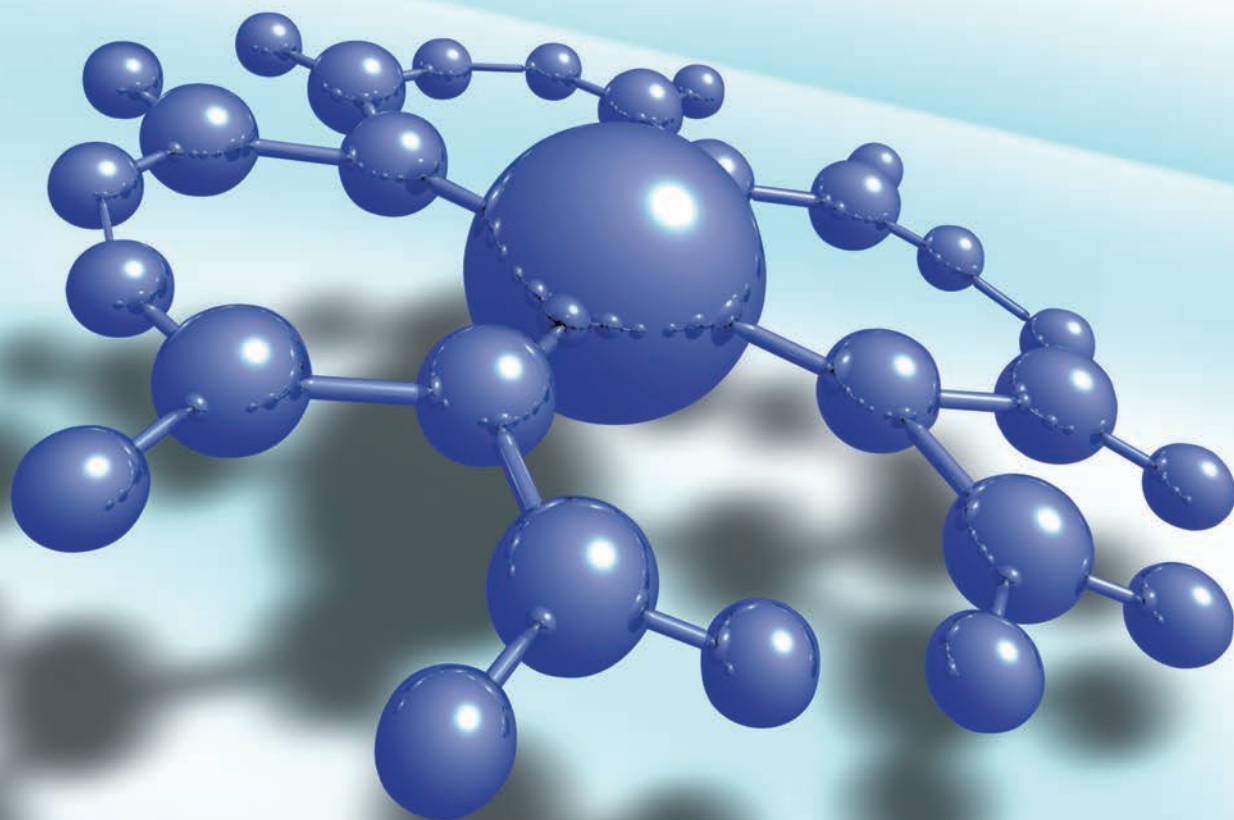
CONTENTS

巻頭言 想定外は許されない

— 臨海部コンビナートの地震防災対策 —

2014 年度政府予算と地方財政計画の特徴

神奈川県地方自治研究センター理事長 上林 得郎 1



公益 神奈川 県地方自治研究センター
社団

昨年12月に公表された中央防災会議の首都直下地震に関する最終報告「首都直下地震の被害想定と対策について」では、首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震が発生した場合の被害想定が明らかにされた。中でも、今後30年間に発生する確率が70%程度と高いM7クラスでは人的・物的被害が甚大で、市街地火災の多発、ライフライン被害、交通施設などの被害が非常に大きくなる見込みである。また、首都中枢機能（政府機関や経済中枢機能としての資金決済、証券決済、企業活動など）にも深刻な影響が出ることが明らかにされた。

2011年3月の東日本大震災でも東京湾岸や関東内陸部の埋立地の液状化により臨海部コンビナートや埋立地に造成された宅地被害は深刻であったが、首都直下地震による液状化などが臨海部コンビナートに与える被害は極めて甚大かつ深刻なものになると考えられる。

筆者も参加した「臨海部の地震・津波防災性向上に関する懇談会」（座長・濱田政則早大理工学術院教授）では、東日本大震災で発生した気仙沼湾の海上火災を大規模化した東京湾の海上火災が発生して、最悪の場合で約2ヶ月近くの間、東京湾の海上交通が麻痺し、湾内にある火力発電所の操業が全面的に停止する可能性を指摘した。これは、地震動による埋立地の液状化や側方流動（※注）などによって、護岸の被害、油や化学物質の海上流出、海上火災などの複合災害の可能性を指摘したものであるが、それ以外にも工業など産業活動、輸出入、交通機関、市民生活などに深刻な社会経済的影響が発生する可能性が大きい。

臨海部コンビナート液状化などの危険性に対する工学的な地震防災対策は喫緊の課題であるが、その対策＝事前防災の考え方を支えるための社会科学的な知見の活用、あるいは学問横断的な知見の体系化が極めて重要な課題である。環境政策には、リオ宣言第15原則の予防原則が想定する環境や開発に関する「深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合」においては、「完全な科学的確実性の欠如」が、「費用対効果の大きな対策」を「延期する理由として使われてはならない」という考え方があるが、この考え方を事前防災の理念にも応用する必要があるだろう。このような予防原則と準公共財の概念を組み合わせることによって、資金調達、公的資金の投入方法、法制度の整備など、臨海部コンビナートの危険性に対する事前防災の対策を具体化するための理論的な枠組みの検討が可能になる。（前述の懇談会での検討内容は早稲田大学ブックレット『東京湾臨海部の危険性と地震防災対策—コンビナートの強靱化に向けて』（濱田政則・樋口俊一・中村孝明・佐藤孝治・飯塚信夫・共著）として2014年6月刊行予定）

【※注】側方流動：地震で地盤が液状化した際に、地盤が水平方向に移動する現象。

2014 年度政府予算と地方財政計画の特徴

神奈川県地方自治研究センター理事長 上林 得郎

2012 年 12 月に発足した第 2 次安倍内閣は、2013 年 7 月の参議院議員選挙でも圧勝し、衆参のねじれ国会を解消した。しかも多党化した野党はまとまりに欠け、自民党の 1 強体制を許すことになった。参院選までは経済政策を優先して安全運転を続けてきたものの、秋の臨時国会では特定秘密保護法案を提出し、多くの国民の疑問にも答えることなく、会期末までに強行成立を果たした。そして、12 月 26 日には「靖国神社参拝」を強行し、ひとりよがりの安倍首相の態度は中国・韓国からの反撥をあおるとともに、アジア諸国の懸念を生むこととなり、同盟国の米国からも「失望している」ときつい声明が出された。こうした安倍政権が編成した 2014 年度当初予算と地方財政計画についての特徴を見ていくことにする。

1. 過去最大 96 兆円の政府予算と その背景

(1) 消費税 8 %への引き上げを決める

安倍首相は、2013 年 10 月 1 日、「デフレ脱却・経済再生」と「財政再建」の両立を目指し、消費税増税による景気下振れへの対応を講じた上で、消費税率を 8 %に引き上げることを決めた。

第 2 次安倍内閣は、「長引くデフレからの脱却と経済再生」を最優先課題として掲げ、日銀による「大胆な金融政策（異次元の金融緩和）」と政府による「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を「三本の矢」として経済政策を展開してきた。円安と株価上昇により大手企業には経営の改善が見られ、景気は緩やかな回復が見られるようになってきた。しかし、6 月 14 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」には政策の実現に向けた具体性が乏し

く、国民の多くは本格的景気回復の実感は少なく、消費税引き上げによる景気が下振れするリスクが大きかった。

首相は、7 月の参議院選挙時では、消費税引き上げ時期については明示しなかった。8 月には経済財政諮問会議を中心にして、60 名の有識者や専門家から消費税に関して意見を聞く「今後の経済財政動向等についての集中点検会合」を実施するなど、慎重に判断する意向を示していた。さまざまな経済指標から景気回復の動向を見極めるとともに、消費税を引き上げた場合に景気が落ち込むことに配慮して「経済政策パッケージ」をまとめるよう麻生太郎財務相と甘利明経済再生担当相に指示していた。

経済財政諮問会議では、経済状況、財政状況や消費税率引き上げの経済社会への影響等について検討を行ってきた。10 月 1 日には、「予定通り消費税率を引き上げる場合には、十分な対策を講じないと景気が下振れる

リスクがある」、予定を変更した場合「我が国政府、国債への信認が失われ、対策対応が困難になるリスクがある」とした。この両者を比較した上で、最終的には「予算、税制、規制・制度改革を含め、十分な対策を講じながら、予定どおり消費税を引き上げることの方がリスクがより小さい」と結論づけた。これを受け、安倍首相が消費税率を引き上げる結論を下したとされている（『ファイナンス』2013.11）。

10月1日に閣議決定されたのは、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」という経済対策である。これによると、「消費税率の引上げによる反動減を緩和して、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため」消費税引き上げにあたって、「『経済政策パッケージ』として取り組む」となっていた。

この「経済政策パッケージ」は「成長力底上げのための政策」「『政・労・使』の連携による経済の好循環の実現」「新たな経済対策の策定」「簡素な給付措置」など7項目に及んでいる。この経済対策の実現に向けて2013年度補正予算と2014年度政府予算が編成されることになった。

この経済政策づくりにあたっては、政策の具体的な内容よりも、まず歳出規模が先に決まるという異例な展開となった（2013年10月1日付朝日新聞）。「消費税率を3%引き上げても」そのうちの「2%分（約5兆円）は経済政策で国民に還元し、実質1%上げ」となり、経済へのショックを少なくするというものである。首相官邸の主導で早々と「5兆円程度」という枠が決められていた。

この「経済政策パッケージ」を基本にして、12月5日に「新たな経済対策の策定」となる「好循環実現のための経済対策」を閣

議決定し、5.5兆円の2013年度補正予算が組まれることとなった。さらに、経済政策パッケージの実行をはかるための税制改正大綱をまとめ、その上で2014年度政府予算を決める筋道となっていた。

(2) 2013年度補正予算

「経済政策パッケージ」として「好循環実現のための経済対策」が2013年12月5日に閣議決定され、その実行のために5兆4,956億円の2013年度補正予算が組まれた。

補正予算の財源として新たな国債は発行せず、税収の増加分2兆2,500億円、税外収入3,694億円（復興財源35億円を含む）、前年度剰余金の受け入れ2兆8,381億円（復興財源1兆9,273億円を含む）と既定経費を1兆5,334億円削減してまかなう。

好循環実現のための経済対策の内容と補正予算額は図表1のようになっており、次の①から④までが「経済対策の実施に伴う国費」である。

①競争力の強化 1兆4,184億円

競争力強化のための設備投資促進、科学技術イノベーション・技術開発の推進と海外展開の推進等、省エネ設備補助などエネルギーコスト対策、オリンピック東京大会を契機とした都市インフラの整備と五輪施設の整備、地域づくり・まちづくり、農林水産業の活力発揮、中小企業小規模事業者の革新、などである。

この中で「地域づくり・まちづくり」について、「がんばる地域交付金」（870億円）が新しくつくられることになった。これは、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対して、この補正予算に計上された公共事業等の地方負担額などに応じて算定・交付されることになっている。

②女性・若者・高齢者・障害者向け施策

3,005 億円

女性の活躍促進のための雇用拡大、待機児童対策など子育て支援・少子化対策、若者の活躍促進・雇用対策、高齢者・障害者への支援、などである。

③復興、防災・安全対策の加速 3兆1,274億円

東日本大災害の被災地の復旧・復興にむけて復興財源の補てんやまちづくり・産業の復興、国土強靱化、防災・減災の加速、原子力防災対策等、安全・安心な社会の実現に向けた治安・安心の確保と危機管理体制の強化、などである。

この①②③の事業の執行に当たっては、地域づくり・まちづくりや、社会資本の総合的整備や強靱化、老朽化する公共施設などの防災・安全対策など、地方自治体が行う公共事業が多く含まれている。これらの投資的経費はいずれも地方負担額（ウラ負担・補助ウラ）を伴うが、この地方負担額については全

額を地方債で充当することができるとされている。この起債の後年度における元利償還金は、全額が交付税措置される「補正予算債」となっており、自治体の実質負担はないことになっている。

④低所得者等への影響緩和、駆け込み需要と反動減の緩和 6,493 億円

消費税率の引き上げに際して、低所得者等についての影響を緩和させる措置については、次の3事業が補正予算に盛り込まれている。

a. 一般の住宅取得者についての給付措置（住まい給付金）＝給与収入が約500万円以下の住宅購入者に、都道府県民税の所得割に応じて10～30万円を給付する。（1,600億円）

b. 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）＝市町村民税（均等割）が課税されていない者に、1人1万円を給付する。そのうち、高齢基礎年金・障害基礎年金の受給者等について

図表1 2013年度補正予算の概要

歳入		歳出	
		単位:億円	
1. 税収	22,580	1. 競争力強化関連経費	14,184
2. 税外収入	3,694	競争力強化のための投資促進	4,245
3. 公債金	0	エネルギーコスト対策	890
4. 前年度剰余金受入	28,381	オリンピックを契機としたインフラ整備	1,011
一般会計分	9,108	地域、農林水産業、中小企業の活力発揮	8,037
復興財源	19,273	2. 女性・若者・高齢者・障害者向けの施策	3,005
一般会計合計	54,654	女性の活躍促進、子育て支援・少子化対策	1,685
特別会計分	212	若者の活躍促進、雇用対策	822
合計	54,866	高齢者・障害者への支援	498
		3. 復興、防災・安全対策の加速	31,274
		東日本大震災の被災地の復旧・復興	19,308
		国土強靱化、防災・減災の加速、原子力防災	10,946
		安全・安心な社会の実現	1,021
		4. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、 駆け込み需要と反動減の緩和	6,493
		一般の住宅取得にかかる給付措置	1,600
		簡素な給付措置(臨時福祉給付金)	3,420
		子育て世帯に対する臨時特例給付措置	1,473
		5. 地方交付税交付金の増加	11,608
		6. 国際分担金等の追加財政需要	3,636
		7. 既定経費の削減	△ 15,334
		合計	54,866

※出所:「平成25年度一般会計補正予算の概要」等をもとに上林作成

は5,000円を加算する。(3,420億円)

c. 子育て世帯臨時特例給付金=2014年1月分の児童手当の受給者で、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者に、対象児童1人につき1万円を支給する。(1,473億円)

⑤地方交付税交付金の増加 1兆1,608億円

地方交付税が1兆1,608億円増加される。これは、2012年度の精算分4,176億円と2013年度の国税5税の自然増収に伴うもの7,432億円を加えたものである。このうち、7月に2013年度の普通交付税を算定した際に、各自治体の財源不足額の合計より交付税総額が不足していたため調整率をかけて減額していた。この分259億円を復活させて、2013年度中に追加交付されることになった(2012年度は706億円を3月に追加交付している)。残りの1兆1,349億円については、2014年度分として交付すべき交付税総

額に加算することとなった(2014年度地財計画の項で詳述する)。

⑥国際分担金等の追加需要 3,636億円

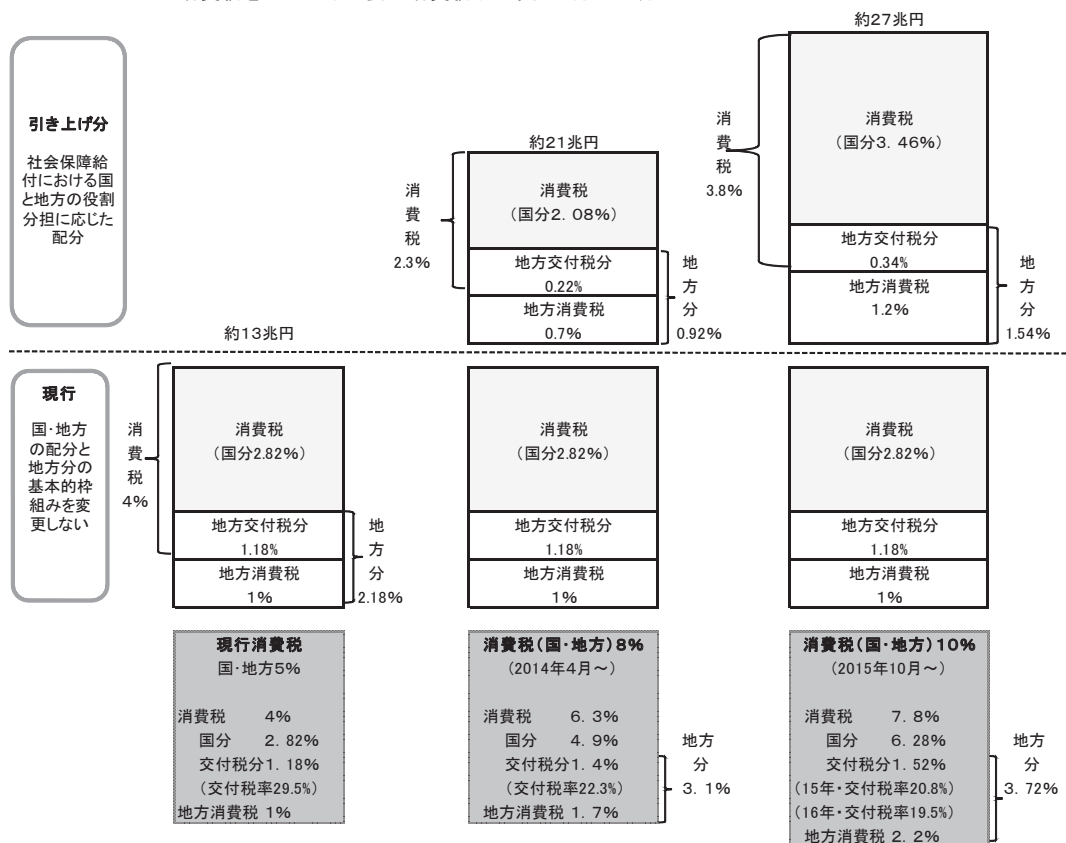
国連分担金、紛争・自然災害等に対する人道支援、特定B型肝炎感染者給付金の増加などである。

⑦既定経費の削減 ▲1兆5,334億円

以上のような対策を行い、2014年4月の消費税引き上げに対する対応として位置づけて、2014年度当初予算と合わせて15ヶ月予算として執行することとされている。この補正予算により、2013年度一般会計総額は98兆770億円となり、2012年度は10兆円の補正予算を組んだことから最終予算額100.5兆円となったが、2013年度もこれに近づく規模にふくれあがったことになる。

この補正予算による経済効果は、実質GDPでおおむね1%とされ、25万人の雇用創出となる、としている。

図表2 消費税を引き上げた後の消費税収の国・地方の配分



(3) 2014 年度の税制改正の内容

2014 年度の税制改正については、自民党・公明党による「与党税制改正大綱」が 2013 年 12 月 12 日に決まり、それを受けるかたちで政府の「平成 26 年度税制改正大綱」が 12 月 24 日に予算原案とともに閣議決定された。その内容は次のようになっている。

①消費税 5%を 8%に引き上げ

消費税の 8%引き上げに伴い、国と地方との配分が変わる。現在の国 4%・地方 1%の配分はその枠組みは変更せず、増加する 3%分については国 2.3%・地方 0.7%となり、あわせると国 6.3%・地方 1.7%の配分となる。また、地方交付税の財源として充てられる消費税の交付税率は現在の 29.5%が 22.3%に変更されることとなっており（消費税率換算 1.4%）、この結果、実質的には国 4.9%・地方 3.1%の配分となる。2015 年 10 月から予定されている 10%への引き上げがあった場合を含めると図表 2 のような配分となる。以上は 2012 年度に決定済みの内容である。

自民・公明の与党内で最大の論点であった、生活必需品などの消費税率を低く抑える軽減税率については、「『社会保障と税の一体改革』の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する」とした。その上で、軽減税率の導入にあたっての詳細の内容について検討し、2014 年 12 月の与党税制改正大綱で決定するという、玉虫色の決着となった。

②民間投資活性化のための減税

2014 年度の税制改正は、「経済政策パッケージ」に盛り込まれた施策のうち、補正予算で措置されなかった減税による景気浮揚策等については、この税制改正で 2014 年度から約 1 兆円が実行されることになった。

具体的には、「民間投資活性化のための税制改正大綱」（2013 年 10 月 1 日与党税制改正大綱）に基づき次の政策税制を実施することとなっている。その内容は、◎先端設備の取得など生産性向上につながる設備投資を促進する税制の創設、◎中小企業を支援する中小企業投資促進税制の拡充、◎企業の研究開発投資を促進する研究開発税制の拡充、◎収益力の飛躍的な向上に向けた戦略的・抜本的な事業再編を促進する税制の創設、◎ベンチャーファンドへの投資等を促進する税制の創設、◎既存の建物の耐震改修を促進するための税制の創設、などである。

また、「『政・労・使』の連携による経済の好循環の実現」に向けて、2013 年 9 月に「政労使会議」が作られた。さらに、企業による賃上げの取組みを強力に促進するために、2013 年度税制改正で創設された所得拡大促進税制を拡大する。具体的には、現行の給与支給額を 5%以上の割合で増加させた場合はその増加額の 10%（中小企業等は 20%）を税額控除する仕組みであるが、2013～14 年度は増加額の割合を 2%までに引き下げ、2015 年度には 3%、2016～17 年度は 5%までとして、減税措置で給与引き上げを促進する、という内容である。

以上が経済対策に関連する減税措置であるが、この他にいくつかの税制改正が行われることになった。主なものは次の通りである。

③個人所得課税

個人所得課税については、給与所得控除の見直しを行い、現行の控除の上限となる給与収入 1,500 万円（控除額 245 万円）を、2016 年より 1,200 万円（控除額 230 万円）に、2017 年に 1,000 万円（控除額 220 万円）に引き下げることとなった。これにより高額所得者の税負担は増加することになる。

④法人課税

法人課税については、まず復興特別法人税

が1年前倒して廃止された。大震災の復興財源に充てるため法人税額に10%上乘せするものであり、2015年3月31日までであったのを1年前倒して廃止される。

また、民間投資と消費を拡大させるため、交際費課税制度の適用期限を2年間延長するとともに、飲食のための支出の50%を損金算入を認める（中小法人については、現行の定額控除800万円との選択制とする）ことになった。企業の交際費を経費として認めることにより企業の消費拡大を狙ったものである。

一方、地方法人課税については大幅な見直しが行われることになった。消費税の引き上げに伴い、地方消費税の収入が大都市部に偏重し、不交付団体の財源超過額が拡大し、地方と大都市部との財政力格差が拡大することから、この偏在を是正する措置が必要とされていた。その格差を是正するため、地方税である法人住民税の法人税割を21~36%引き下げ、その分を国税化して、地方交付税の財源とする「地方法人税（仮称）」を創設することになった（次章、地方財政計画の項で詳説する）。

また、2008年10月に導入された地方特別法人税と地方特別法人譲与税制度については、抜本的な税制改正を行うまでの暫定的な措置であることから、地方法人税の創設に伴い、地方特別法人税の税率をほぼ半額に引き下げるとともに、その分は法人事業税の税率を引き上げることとなった。

⑤車体課税

自動車にかかる課税が、国税・地方税あわせて改正された。

自動車重量税（国税）のいわゆる「エコカー減税」について、新規車検の次の継続車検時まで免除の対象を拡大する。また、新車登録から13年以上経過した車両についての自動車重量税を引き上げる。

自動車取得税（地方税）については、現行（自家用自動車）5%を3%に引き下げる。また、自動車取得税の「エコカー減税」については、現行75%軽減する自動車は80%に、50%軽減は60%に減税率を拡充する。

なお、与党税制改正大綱では、2015年10月に予定されている消費税10%への引き上げの段階でこの自動車取得税を廃止するとされている。代替財源については、軽自動車税の引き上げの他に、環境性能に応じた自動車への課税を導入するなどし、地方財政に影響を及ぼさない規模の財源を確保するとされている。

自動車税（地方税）のいわゆる「グリーン化特例」については、2014年と15年の新規登録車の性能に応じて登録翌年度の税率を75~50%軽減する。また、環境への負荷の大きい自動車については、ディーゼル車で11年、ガソリン車で13年以上経過したものについて10~15%重課する。

以上のように、「エコカー減税」については拡充するとともに、経年車については重課する制度となった。なお、2015年度の税制改正において、「エコカー減税」の基準の見直しを行うとともに、「エコカー減税」制度の基本構造を恒久化することになっている（与党税制改正大綱）。

軽自動車税（地方税）については、2015年度以降の新規取得者について1.5倍（四輪自家用車で現行7,200円を10,800円に）に引き上げる。また、13年以上経過したものについては、四輪自家用車で12,900円に引き上げる。原動機付き自転車についても約2倍の税率引き上げを行う。

以上、消費税引き上げに伴う対応や税制改正については、資料1のように補正予算と税制改正に伴う増減額を一表にまとめてみた。

安倍政権が景気回復を最優先にしていることは明確であり、企業活動にとって設備投資

などについては手厚く措置されている。しかし、民主党政権時代の「生活が第一」という姿はどこにも見られず、市民については軽自動車税の引き上げなどの負担増を伴うものとなっている。

(4) 2014年度当初予算は軒並み増額

安倍政権は、昨年末、12月24日に総額95兆8,823億円の2014年度政府予算を閣議決定した。1997年に消費税を引き上げて以来、17年ぶりの消費増税を見込み、景気がやや回復の兆しを見せたことによる増収増加を当て込み、過去最大の予算規模となり「大盤振る舞い」の予算編成となっている。予算の推移は、図表3の通りである。

① 歳入の特徴

歳入では、租税収入が6兆9,050億円の伸びを見込んで50兆10億円となり、2007年度の水準(51兆円)に近づいている。そ

れに伴い国債を1兆6,010億円減らし41兆2,500億円となり、国債依存率が43.0%で前年度より3.3ポイント下がり、財政再建への取り組み姿勢を示してはいる。しかし、公債発行残高は2014年度末には約780兆円と見込まれており、対GDP比で156%となり、先進国で最も悪い財政状態にあることは変わっていない。

増収の内訳は、消費税収が15兆3千億円増え4兆6,900億円の増加となり、所得総収入を超え最も大きな増収となった。景気回復により法人税が1兆3,040億円増加し10兆180億円となり、所得税が8,920億円増の14兆7,900億円となっている。その他の税目はほとんど変わっていない。

② 歳出の特徴

歳出では、社会保障関係費が1兆3,951億円増えて30兆5,175億円となり、初めて30兆円台に上った。政府は増税分5兆円(国4

図表3

一般会計歳入歳出当初予算の推移

単位:億円、%

	2011年度		2012年度		2013(H25)年度		2014(H26)年度			
	当初予算	当初予算	当初予算	伸び率%	構成比%	当初予算	対前年当初比較	伸び率%	構成比%	
(歳入)										
租税及び印紙収入	409,270	423,460	430,960	1.8	46.5	500,010	69,050	16.0	52.1	
その他収入	71,866	37,439	40,535	8.3	4.4	46,313	5,778	14.3	4.8	
公債金	442,980	442,440	428,510	△ 3.1	46.3	412,500	△ 16,010	△ 3.7	43.0	
建設公債	60,900	59,090	57,750	△ 2.3	6.2	60,020	2,270	3.9	6.3	
特例公債	382,080	383,350	370,760	△ 3.3	40.0	352,480	△ 18,280	△ 4.9	36.8	
年金特例公債			26,110	皆増	2.8	0	△ 26,110	皆減	0.0	
前年度剰余金受入					0.0					
歳入合計	924,116	903,339	926,115	2.5	100.0	958,823	32,708	3.5	100.0	
(歳出)										
国債費	215,491	219,442	222,415	1.4	24.0	232,702	10,287	4.6	24.3	
地方交付税交付金	167,845	165,940	163,927	△ 1.2	17.7	161,424	△ 2,503	△ 1.5	16.8	
社会保障関係費	287,079	263,901	291,224	10.4	31.4	305,175	13,951	4.8	31.8	
文教・科学振興費	55,100	54,057	53,687	△ 0.7	5.8	54,421	734	1.4	5.7	
恩給関係費	6,434	5,712	5,045	△ 11.7	0.5	4,443	△ 602	△ 11.9	0.5	
防衛関係費	47,752	47,138	47,538	0.8	5.1	48,848	1,310	2.8	5.1	
公共事業関係費	49,743	45,734	52,853	15.6	5.7	59,685	6,832	12.9	6.2	
経済協力費	5,298	5,216	5,150	△ 1.3	0.6	5,098	△ 52	△ 1.0	0.5	
中小企業対策費	1,969	1,802	1,811	0.5	0.2	1,853	42	2.3	0.2	
エネルギー対策費	8,559	8,202	8,496	3.6	0.9	9,642	1,146	13.5	1.0	
食料安定供給関係費	11,587	11,041	10,539	△ 4.5	1.1	10,507	△ 33	△ 0.3	1.1	
その他事項経費	55,660	57,047	59,931	△ 16.8	5.1	61,526	1,595	3.5	6.4	
経済危機対応・地域活性化予備費	8,100	9,100	0	△ 100.0	0.0				0.0	
予備費	3,500	3,500	3,500	0.0	0.4	3,500	0	0.0	0.4	
歳出合計	1,464,897	1,415,789	926,115	△ 34.6	100.0	958,823	32,708	64.5	100.0	
基礎的財政収支対象経費	708,625	683,897	703,700	2.9	76.0	726,121	22,421	3.2	75.7	
プライマリーバランス	△ 227,489	△ 222,998	△ 232,206	△ 7.6		△ 179,798	52,408	△ 12.8		

※出所:財務省公表資料等をもとに上林作成

兆 6,900 億円、地方 3,393 億円) を「すべて社会保障の維持と充実に充てた」としている。内訳は、基礎年金の国庫負担割合 2 分の 1 の引き上げに約 3 兆円、社会保障の充実に 0.5 兆円、消費税引き上げに伴う社会保障経費の増加に 0.2 兆円などとしている。しかし、2013 年度は年金特例公債を 2 兆 6 千億円発行してまかなっており、その借金分が増税分に置き換わっただけで、制度の充実にまわっていない。

事実、高齢者医療の自己負担はこれまでの 1 割負担が、2014 年 4 月以降 70 歳になった人から順次 2 割負担となる。また、診療報酬は 0.1% 分だけ引き上げになり、医療の充実に向かっていない。唯一の救いは、保育所の充実に約 7 千億円が計上され、保育所の定員を 5 年間で 40 万人増やす「待機児童解消加速化プラン」がつくられ、新年度 10 万人増やす方針とされていることである。

政府予算で 2 番目に大きいのが国債費で、これまで国債増発が重なっていたため、1 兆 287 円増え 23 兆 2,702 億円となった。2000 年度の国債費が 21 兆 4 千億円であったことからすると約 2 兆円の増加となっている。

地方交付税交付金は、次章で細かく見るが、一般会計から交付税特別会計への繰り出し金(交付税特別会計の入り口ベース)は、2,502 億円減って 16 兆 1,424 億円となった。2 年続けての減少であるが、消費税率の引き上げと法人関係の地方税収の増加が見込まれることから、地方の財源不足額が減少したことによるものである。また、リーマンショック後の危機対応のための 1 兆円の別枠加算について全額削減が求められていたが、4 割削減にとどまったことなども影響している。

公共事業費は、今年度に引き続き増加し、6,832 億円増加して 5 兆 9,685 億円となった。東京オリンピック関係の経費は、要求した大半が今年度の補正予算と新年度の当初予

算で認められた。また「国土強靱化」を掲げ、老朽化する公共施設や防災対策に要する費用の増加が見られた。さらに、社会資本整備事業特別会計が廃止され一般会計化されたことにより名目で今年度より 12.9% の増加となっているが、この分を除く実質伸び率は 1.9% となっている。

防衛予算については安倍首相の強い意向もあり、「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱」・「中期防衛力整備計画(平成 26 年度～平成 30 年度)」を策定し、今後 5 年間の防衛力整備の水準を 24 兆 6,700 億円として、民主党政権の 2011 年度計画から 1 兆円の増加となった。新年度予算では、2.8% 増の 4 兆 8,848 億円となり、警戒監視能力の強化、水陸両用機能の整備や次期戦闘機の取得などにより島嶼部攻撃への対応の強化等を図ることとしている。

文教科学振興費では、734 億円の増加で 5 兆 4,421 億円となった。高校無償化の対象に所得制限が設けられ、浮いた財源を私立高生向けの支援や低所得層の教材費に充てる給付金をもうける。また、いじめ対策などのため学校カウンセラーの配置を増やすなどが盛り込まれている。

この結果、地方交付税の減額を除き、軒並み増額予算となっている。財政再建よりも景気回復をもとめ、なりふり構わぬ族議員の求めに応じて予算を復活する姿がマスコミで報道されており、「1 強体制」によるおごりが垣間見られる予算編成であった。

ともあれ、国債費を除く基礎的財政収支対象経費は 72 兆 6,121 億円となり、今年度より 2 兆 2,421 億円増加した。しかし、消費税他の税収の伸びもあり、プライマリーバランスは 2013 年度のマイナス 23 兆 2,206 億円(対 GDP 比 4.8%) からマイナス 17 兆 9,798 億円(同 3.8%) に改善されることになった。

2. 2014 年度の地方財政計画の特徴

(1) 地方財政計画・地方交付税とは

地方財政計画とは、毎年の政府予算編成に合わせて策定されるもので、「地方団体の歳入歳出総額の見込額」というのが正式名称である。毎年、法律等に基づくあるべき地方行政水準に必要とされる経費や、行財政制度の改正に伴う経費の増減などを標準的な姿で算出し、歳出に計上する。そして、経済の動向や税財政制度の改正等を折り込んだ収入見込額を歳入に計上する。そのことにより、標準的行政水準を確保することができるとしており、地方交付税法第7条に基づき策定されるものである。

地方財政計画の役割は、①地方財源の保障機能を持つ地方交付税との関わりにおいて地方財源の保障を行う、②個々の地方自治体にとっては財政運営の指針となり、③国の施策の大部分が自治体を通して行われていることから国の施策の指針ともなる、とされている。

言い換えれば、人口や産業の集積の度合いにより地域間に財政力の格差があり、景気の動向により税収が年度間でも格差が生じている。しかし、それらの格差にかかわらず自治体が標準的行政水準を保つことが出来るよう、地方財政計画、なかんずく地方交付税を通じて、地方の財源を保障し、地方交付税や地方債などにより各地方自治体に財源保障をしているもの、といえる。

地方財政計画は、翌年度の自治体における歳出総額を見積もり、地方の税収、国庫補助負担金、地方債などの歳入ではまかなえきれない額（財源不足額）を算定し、その不足額を地方交付税によって補うためにつくられる、といってもよい。

一方、地方交付税は、自治体間の財政力の

格差を解消するため、交付税の適正な配分を通じて自治体間相互の過不足を調整し、均てん化を図る役割がある。同時に、地方財政全体について、地方交付税の総額が国税5税の一定割合として法定されていることを通じて、地方財源が総額として保障されていることになる。また、個別の自治体にとっては、交付税の算定において、「基準財政需要額－基準財政収入額」という基準を通じて需要額に不足する財源が交付税で確保され、標準的な行政運営のために必要な財源を保障されることになる。これが地方交付税の「財政調整機能」と「財源保障機能」といわれるものである。

なお、2011年度の東日本大震災への対応のため、地方財政計画は通常収支分と東日本大震災分とに分けられているが、ここでは通常収支分のみについてみることにする。

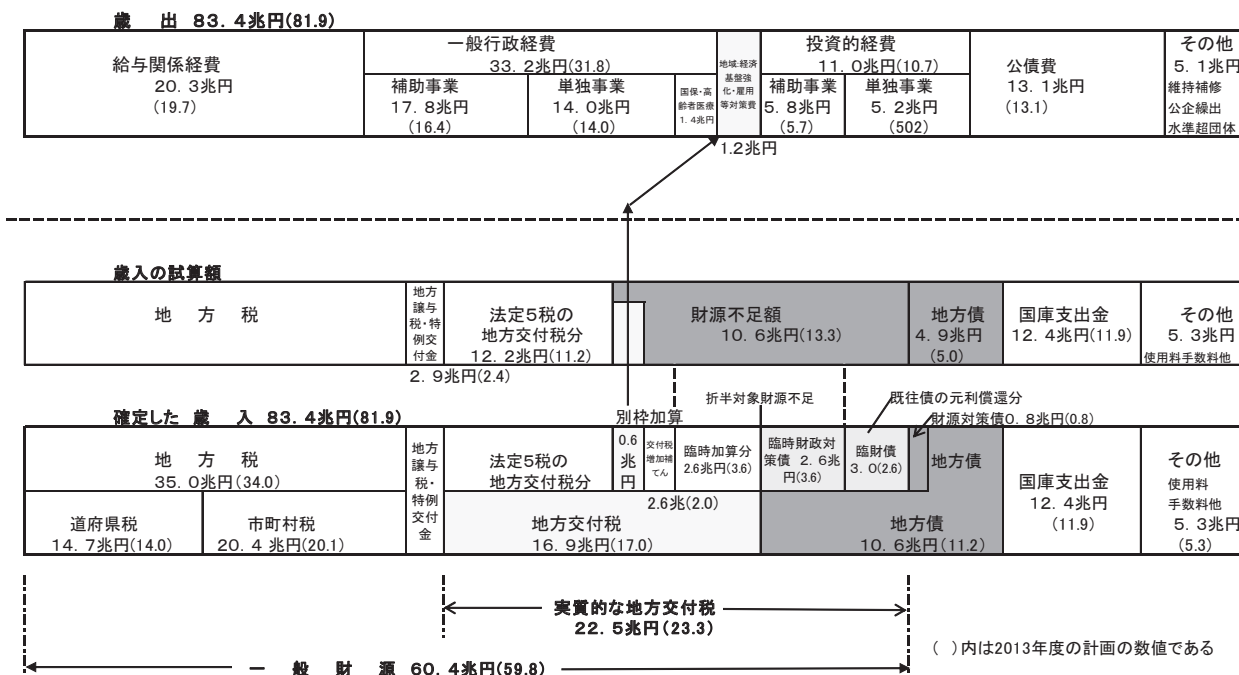
(2) 2014 年度地方財政計画（地方財政対策）の概要 通常収支分

2014年度の地方財政計画は、総額が83兆4千億円で、前年度と比べ1兆5千億円（1.8%）の増加となっている。概要は図表4のとおりである。

財政はまず歳出を見積もり、そしてその必要額を歳入で確保する。いわゆる「量出制入（入るをはかりて、出るを制す）」が財政の原則である。歳出としては、給与関係経費を20.3兆円、一般行政経費を33.2兆円、投資的経費を11兆円、公債費を13.1兆円、その他5.6兆円と見積もって、歳出総額が83.4兆円となっている。

歳入は、まず、地方税及び地方譲与税等が37.8兆円、国庫支出金が12.4兆円で、地方債（通常債）が4.3兆円、その他の収入5.6兆円を見積もる。その上で、地方交付税の法定分（国税5税の一定割合）が12.2兆円であり、これに2013年度補正予算で措置した

図表4 2014年度 地方財政計画(地方財政対策)のイメージ図 通常収支分



繰越金 1.1兆円を加え、交付税特別会計の借入金の返還金や利子など 0.7兆円を差し引くと 12.6兆円となる。

ここまでの歳入額はあわせて 72.7兆円で、歳出総額に対して 10.6兆円不足することになる。これが「財源不足額」といわれるもので、これをどう埋め合わせるかが毎年の予算編成で総務省と財務省の折衝にかかっており、この穴埋め手段が「地方財政対策」と呼ばれているものである。

今年の地方財政対策は、まず、地方が財源対策債（財源不足に当てる建設地方債）を 0.8兆円発行し、国が一般会計から 0.9兆円を加算し、リーマンショック後の地方財政の減少に対応するための特別な加算を 0.6兆円（前年度は 1兆円）とし、特別会計のやりくりで 0.1兆円を生み出す。その上で、2001年から発行してきた臨時財政対策債（地方交付税の財源不足に当てる地方債）の元利償還金に充てるため、臨時財政対策債を 3兆円発行する。以上で約 5.3兆円となる。

財源不足額 10.6兆円からこの 5.3兆円を差し引いた残りの 5.3兆円を、国と地方で折半するのがルールとなっている。国は半分の 2.6兆円を一般会計で「臨時財政対策特例加算」として負担し、地方は残りの半分 2.6兆円について臨時財政対策債を発行して穴埋めをする。なお、この折半ルールは、当面、2016年度までは継続されることになっている。

こうしたやり繰りを通じて財源不足を穴埋めした結果、地方交付税（交付税特別会計の出口ベース）は総額 16.9兆円となり、前年度より 0.2億円（1.0%）の減少となった。そして地方交付税の代わりに発行する臨時財政対策債は 5.6兆円となり、結果としては地方が発行する地方債は 10.6兆円となった。このような複雑なやり繰りを経て地方財政計画の歳入が確保されることになったわけである。

歳入について再述すると、地方税 35兆円、地方譲与税および地方特例交付金 2.9兆

円、地方交付税 16.9 兆円、臨時財政対策債 5.6 兆円、これらを合わせた一般財源の総額は 60.4 兆円となり、昨年 (59.8 兆円) 並みの一般財源は確保されたことになる。これに国庫支出金 12.4 兆円、臨時財政対策債を除く地方債 4.9 兆円、手数料使用料などその他の収入 5.1 兆円を加えると、歳入総額が 83.4 兆円となる。これが今年度の地方財政計画 (対策) の概要で、3 年間の推移は資料 2 のとおりである。

(3) 2014 年度地方財政計画の特徴

① 地方一般財源総額の確保と特別枠

2014 年度の地方財政計画の特徴は、一般財源の総額が、前年より 6,050 億円増加し 60 兆 3,577 億円となったことである。自治体で自由に使える一般財源の総額が過去 7 年間は 59 兆円台で推移していたが、今回、初めて 60 兆円を超えたのである。

やや景気回復の兆しがみられていることから、都道府県税を中心にして地方税収入が 1 兆 508 億円 (復興増税分を含む) の増加が見られたことと、地方交付税の総額が 1,769 億円の減少にとどまったことが要因にあげられる。さらに 2009 年度からリーマンショックへの緊急対応で始まった 1 兆円の別枠加算

が、経済財政諮問会議などから全額削減を求められていたが、4 割減にとどまり 6,100 億円確保されたことも影響している。

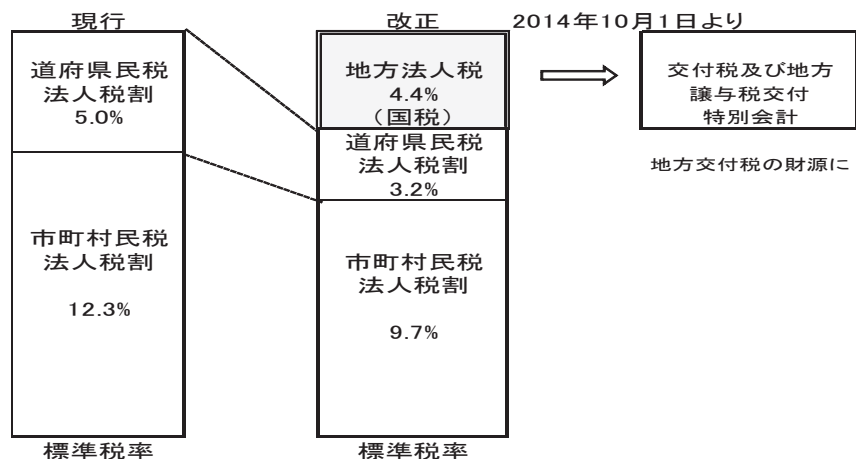
また、地方歳出の特別枠である「地域経済基盤強化・雇用等対策費」については、抑制が求められていたが、2013 年度は 1 兆 4,950 億円から 3,000 億円が削減されたものの、1 兆 1,950 億円が確保された。後で述べる「地方の元気創造事業費」が 3,500 億円確保されていることを考えると、実質的には前年度の水準が維持されたことになる。

② 地方法人税の交付税原資化

総務省は、2012 年 9 月から地方財政審議会の中に学識経験者や自治体関係者を含めた「地方法人課税のあり方等の検討会」をつくり、税源の偏在の実態やその是正について議論を重ねてきた。2013 年 11 月になりその報告書がとりまとめられた。そこには、「地方の財源の不均衡の調整には地方交付税制度が必要」であり、「地方消費税の引上げにより、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体との財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要」とされ、「地方交付税原資化に最もふさわしいのは偏在性の大きい法人住民税法人税割である」としていた。

図表 5

地方法人課税の偏在是正



これを受けて総務省は、今回の税制改正で法人住民税の一部を地方交付税の原資とすることとして、税制改正大綱に盛り込んだのである。

具体的には、図表5のように、都道府県と市町村の法人住民税の法人税割の税率を引き下げ、引き下げに相当する法人税率で地方法人税（国税）を新たに創設する。この地方法人税は、全額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税の原資とすることとした。2014年10月1日以降に開始される事業年度からの適用となり、実際には2015年度以降に偏在の是正効果が生じることになる。

また、2008年度から導入された地方法人特別税と地方法人譲与税制度については、偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間の暫定的措置として創設された異例の措置であった。今回地方法人税による交付税原資化が行われ、偏在性を是正する方策が一部なされたことから、これを補完するものとして地方法人特別税の規模を縮小し、暫定措置を継続させることになった。

具体的には、図表6のように、地方法人特別税の税率を法人事業税の所得割額を課税標準として現行の81%から43.2%にほぼ半減

するとともに、その分は法人事業税の標準税率を引き上げることとした。

与党税制改正大綱では、2015年10月に予定されている消費税10%への引き上げ時には、法人住民税法人税割からの交付税財源化を一層進めることとされている。また、地方法人特別税・譲与税制度については廃止するとともに、現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど関係する制度について検討を行うこととされた。

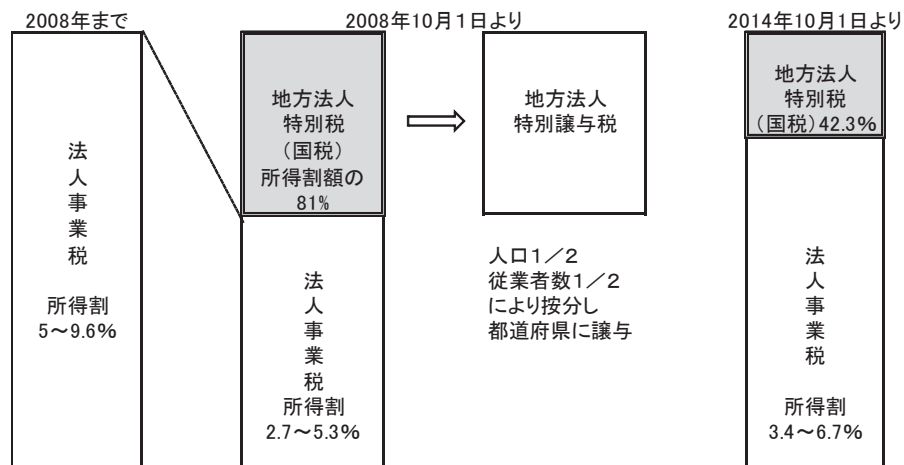
③緊急防災・減災事業と地域の元気創造事業の継続

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築などに充てる「緊急防災・減災事業」については、前年の4,500億円から5,000億円に増加された。この事業は2014～16年度まで行われ、事業費は全額地方債の発行でまかない、その地方債の元利償還金の70%を基準財政需要額に算入する交付税措置がとられることになっている。

また、前年度に地方公務員の給与費が削減されたことと見返りで「地域の元気づくり事業費」3,000億円がつくられたが、今回は

図表6

地方法人特別税と税率の改正



税率は、いずれも資本金1億円以下の普通法人の所得割の標準税率

図表 7

2014年度 社会保障の充実の主な項目

単位:億円

主な項目	公費負担	国	地方
1. 少子化対策 待機児童解消に向けた保育緊急確保事業	3,060 2,307	1,444 1,043	1,616 1,264
2. 医療・介護 医療機能の分化・連携等のための医療機関等への 財政支援	1,892 544	795 362	1,097 181
国保等の低所得者の保険料軽減制度の拡充	612		612
難病・小児慢性特定疾患に係る医療費助成制度の確立	298	126	172
3. 年金	10	10	
社会保障の充実分の合計	4,962	2,249	2,713

※出所:「平成26年度地方財政対策の概要」をもとに上林作成

3,500 億円が計上され、一般行政経費の地方単独事業費の中に組み込まれることになった。この事業は、地域経済の活性化に取り組むための「地域の元気創造事業費」（名称変更）として、人口を基本とした上で、製造品出荷額・年間商品販売額・従業者数・県民所得など地域経済の活性化の成果をはかる指標をもとに算定される。また、各自治体の行革努力の取り組みとして職員削減率やラスパイレス指数・人件費削減率などの指標を幅広く選定して算定されることになっている。

なお、この「地域の元気創造事業費」は、2015 年度以降に②の地方法人課税の偏在是正によって生じる財源を活用して、増額が検討されることになっている。

④社会保障費の充実

消費税引き上げによる増収分を活用して、地方が行う社会保障関係事業の地方負担額について 2,713 億円の財政措置がとられることになった。具体的には、図表 7 のとおりとなっている。少子化対策として「待機児童解消加速化プラン」の推進などの保育緊急確保事業、医療・介護分野については国民健康保険料の保険料軽減制度の拡充や医療機関への財政支援、難病など特定疾患についての医療費助成制度の拡充などの地方負担に充てられる

ことになっている。

なお、地方消費税の引き上げで、平年度には約 1.8 兆円の税収増加がえられるが、前述の社会保障関係事業費も増加する。その税収増加と事業費増加について、地方交付税の交付団体と不交付団体とでは影響の現れ方が異なってくる。交付団体では、地方消費税の増収分が新たな社会保障関係費の増加よりも上回った分については、臨時財政対策債等の減少で相殺される。一方、不交付団体では、上回った分はそのまま財源超過額となり、財政力格差が交付・不交付団体間でさらに拡大する恐れもあるとされている（前述「地方法人課税のあり方等の検討会」報告書）。十分注視する必要がある。

⑤公共施設等の老朽化対策

過去に建設された大量の公共施設などが更新時期を迎えることから、自治体における総合的かつ計画的な管理を進める必要があり、そのための「公共施設等総合管理計画」の作成が求められている。この計画づくりに必要な経費について、特別交付税で 2 分の 1 が措置されることになった。また、計画に基づいて公共施設等の除却がなされる場合は、地方債の特例措置をつくり、地方債（充当率 70%）が資金手当として発行できることにな

った。

このことについては、「自治研かながわ月報」2013年12月号で、県内の「公共施設マネジメント」の取り組みについて谷本研究員の報告がなされている。これを見ると、まだ取り組みは緒に着いたばかりであり、本格的取り組みにはほど遠い状況といえる。各自自治体での本格的取り組みが待たれている。

(5) 2014年度地方財政計画の

主要な歳入・歳出経費（通常収支分）

2014年度の地方財政計画（通常収支分）の総額は83兆3,607億円で、前年より1兆4,453億円（1.8%）の増加となった。その主要な歳入経費、歳出経費の内訳は資料2の通りとなっている。

① 歳入経費の特徴

地方税は、35兆127億円で、前年より9,952億円（2.9%）の増加となっている。そのうち道府県税は14兆6,295億円で、前年より7,343億円（5.3%）の増加、市町村税は20兆3,832億円で、前年より2,609億円（1.3%）の増加となっている。若干の景気回復が見込まれていることから、法人関係の道府県税を中心に増加傾向が見られる。また、地方消費税率が引き上げられるが、地方分は翌年度に収入となるため、今年度は3,393億円の増加にとどまっている。税目別の内訳は資料3のとおりである。

地方交付税は、すでに見たとおり、16兆8,855億円であり、前年より1,769億円（1.0%）の減少となっている。地方交付税の代わりに発行する臨時財政対策債は、5兆5,952億円で、前年より6,180億円（9.9%）の大幅な減少となっており、これを合わせた実質的な地方交付税は22兆4,807億円となり、前年より7,949億円（3.4%）の減少となった。

なお、交付税総額の94%が普通交付税

で、6%が特別交付税となっている。この特別交付税の割合を今年度から順次減じて4%まで引下げるようになっていたが、近年の集中豪雨や豪雪などの災害対応が必要となっているため、2015年度までは、現行の6%を維持することになった。

地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税（臨時財政対策債を含む）を合わせた一般財源総額は、60兆3,577億円となり前年より6,051億円の増加となったのは既に見たとおりである。

国庫支出金は、12兆4,491億円で、前年より5,988億円（5.1%）の大幅な増加となっている。生活保護費など社会保障関係費の増加とともに、消費税引き上げに伴う子育て支援費など社会保障の充実が加わったため大幅な増加となったものといえる。

地方債については、10兆5,570億円で、前年より5,947億円（5.3%）の減少である。このうち、既に見たように臨時財政対策債が5兆5,952億円で前年より6,180億円（9.9%）の大幅減少となっており、通常地方債（建設地方債+財源対策債）は4兆9,618億円で前年より233億円（0.5%）の増加となっている。

② 歳出経費の特徴

給与関係経費は20兆3,414億円で、前年より5,935億円（3.0%）の増加になっている。そのうち給与費が18兆4,632億円で前年より6,941億円（3.9%）の増加となった。これは昨年については国家公務員並みの給与引き下げを行うことを前提にして算出されたものが、今年は削減されず復元することになっているためである。退職手当についても国家公務員に準じた引き下げを見込み、前年度より976億円（5.0%）の減少となっている。

さらに職員数について、一般職員を8,515人削減し、義務教育教職員も児童・生徒の減

少に伴い 3,639 人の減少を見込み、公立高校、公立大学等の教職員も 757 人減少となっている。警察官については、警察事務職員を 51 人減員とされている。この結果、前年よりも職員数は 12,962 人の純減となっており、給与関係経費がわずかの増加となったのである。

一般行政経費は 33 兆 2,194 億円で、前年より 1 兆 3,937 億円 (4.4%) の増加となっている。一般行政経費のうち、国庫補助負担金を伴うもの (補助事業) については、17 兆 3,976 億円で、前年より 1 兆 57 億円 (6.1%) の増加となっている。特に社会保障関係費の増加が大きく、厚生労働省関係の補助事業が 6,551 億円と大幅に増加していることが目についた。

一般行政経費のうち補助負担金を伴わないもの (単独事業) は、13 兆 9,536 億円で前年より 457 億円 (0.3%) の減少となっている。また、一般行政経費の中に「地域の元気創造事業費」3,500 億円が新設されたことは既に見たとおりである。

地域が実施する緊急事業を含めて地域経済基盤強化・雇用等対策に必要な経費 (地域経済基盤強化・雇用等対策費) は 1 兆 1,950 億円で、前年より 3,000 億円を減少して計上されている (道府県分 5,720 億円、市町村分 6,230 億円)。これは歳入において地方交付税の別枠加算が 3,000 億円削減されたことに伴うものである。

投資的経費は 11 兆 35 億円で、前年より 3,337 億円 (3.1%) 増加している。投資的経費のうち国直轄事業と国庫補助負担金を伴うもの (公共事業) は 5 兆 7,756 億円で、前年より 1,088 億円 (1.9%) 増加している。また、国庫補助負担金を伴わないもの (単独事業費) は 5 兆 2,279 億円で、2,249 億円 (4.5%) の増加となっている。

投資的経費のうち、道路、都市公園、厚生、

教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設などの整備を行う普通建設事業費は 7 兆 9,554 億円 (補助事業 5 兆 1,416 億円、単独事業 2 兆 8,138 億円) で、前年度より 2,895 億円 (3.5%) の減少となっている。しかし、特別の地方債などを財源として、過疎対策事業や緊急防災・減災事業などで公共施設の整備充実を図る特別事業費については、前年度より 6,289 億円 (36.0%) と大幅に増加している。

投資的経費が全体として増加しているが、この他に 2013 年度の補正予算で約 1 兆円の投資的事業が既に組み込まれていることから、実質的には補正予算による事業を合わせると大幅な増加となっていることは間違いがない。

公債費 (地方債の元利償還金) は、13 兆 745 億円 (元金償還金 11 兆 619 億円、利払費 2 兆 126 億円) で、前年より 333 億円 (0.3%) の減少となっている。これにより、2014 年度末の地方債残高は 144 兆 6,459 億円と見込まれ、前年度と比べて 4,018 億円減少する見込みであるとしている。

むすびにかえて

以上、2014 年度の地方財政計画についてその特徴点を見てきた。地方財政計画の総額について振り返ると、2001 年度が 89.3 兆円と最も大きかったが、その後減少を続け、2009 年度には 82 兆円台に、2012 年度からは 81 兆円台にまで下がっていた。今回、6 年ぶりに 83 兆円に回復したわけである。一般財源も既述のように初めて 60 兆円台に上ったことになる。

国の予算と地方財政計画との関係について整理して図に表すと、資料 4 のようになる。国の一般会計予算が 95.9 兆円と大きく増加

したのに対して、地方財政計画は 83.4 兆円でわずかな増加にとどまっている。この地方財政計画の規模は、決算と比較してみると 10%以上小さく見積もられているのである。

実際の地方財政の普通会計決算総額は、2012 年度で歳入が 99.8 兆円、歳出で 96.4 兆円であり、この年の地方財政計画総額が東日本大震災分をあわせて 84.3 兆円であったことを考えると、計画と決算の乖離は大きい。地方財政計画の規模が実態よりも 15 兆円以上小さすぎるといえる。一般財源総額で見ると、計画額が東日本大震災分を含めて 60.3 兆円であったが、決算額では 61.1 兆円であった。計画が決算より少ないのはここでも見られる。

地方財源の確保と財政調整の役割を果たす地方財政計画ではあるが、必ずしも万全なものとなっていないのが現状である。

また、前年度の地方公務員給与の引き下げを地方財政計画の中で強要したり、行革努力で事業費を増減させる地域の元気創造事業費などに見られるように、一方的な国の基準で事業費の配分が決まるなど、地方の財政運営に対する国の強権的姿勢が見られる。地域主権を謳った民主党政権が、その多くを実現できないまま退陣し、安倍政権になって「地方分権」はあまり聞こえてこなくなった。

ただ、2013 年 12 月に地方分権改革有識者会議（神野直彦座長）から「個性を生かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望（中間とりまとめ）～」がだされたのが注目される。地方分権について衆参両院の推進決議から 20 年経過したが、その節目にあたって 20 年間の分権改革の総括と今後の展望について触れられており、「最終まとめ」を 6 月までに行うことになっている。

この中に都道府県から指定都市への権限移譲、具体的には長年の懸案であった県費負担教職員の給与負担と関連する事務・権限など

29 事項を 20 の指定都市に移譲することが盛り込まれている。これは、昨年 10 月から総務省の呼びかけで、20 指定都市と関係 15 道府県の両者が協議を行ってきており、11 月 14 日に両者が合意に達したものである。合意内容によると、給与費負担の移譲とあわせて、個人住民税所得割の 2%が指定都市へ移譲され、不足する財源については地方交付税で措置することになった。2015 年度からの実施を目指して関係法の改正が予定される。これは関係者から大変大きな成果だと評価されている。

一方で、人口減少が既にはじまっている地域が多くなった。大都市圏などは人口こそまだ増加傾向にあるものの、高齢者の著しい増加が見込まれ、高齢者と少子化への対応が急がれている。高度成長期につくった公共施設やインフラ設備が老朽化を迎えており、これに対応する長寿命化対策や補修、立て替えなどに膨大な費用が見込まれている。地方財政の今後の動向は、きわめて厳しいものが待ち受けていると言わざるを得ない。

こうした地方財政の実態を、多くの市民の前に正確にしかも詳細に伝え、優先順位をつけた施策の展開が迫られている。そのためには、総合的かつ計画的な行政運営と、徹底した情報公開そして市民参加による政策決定が重要な課題となっているといえよう。

資料1 消費税率引き上げとそれに伴う対応及び税制改正大綱の内容と増減収見込み

(単位:億円)

改正事項	増減収見込額	
	平年度	初年度
消費税 [※] 5%→8% 国 4%→6.3% 地方 1%→1.7%	79,800	50,300
消費税引き上げに伴う対応		
成長力底上げのための政策		
生産性向上設備投資促進税制の創設	▲ 2,990	▲ 3,520
研究開発税制の拡充	▲ 270	▲ 200
中小企業投資促進税制の拡充	▲ 170	▲ 170
ベンチャー投資促進税制の創設	▲ 30	▲ 10
事業再編促進税制の創設	▲ 100	▲ 100
既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設	▲ 70	▲ 60
「政・労・使」の連携による経済の好循環の実現		
所得拡大促進税制の拡充	▲ 1,060	▲ 1,350
雇用者給与増加の税額控除制度を現行5%→2%(2015年度)に拡充など また国税だけでなく法人住民税についても上記の措置を行う		
新たな経済政策の策定		
2014年4～6月期に見込まれる反動減を緩和するため新経済政策を策定		(-14,184)
競争力強化策、高齢者・女性・若者向け施策、復興防災安全対策の加速 そのため5兆円規模の補正予算を、来年度予算と合わせて編成する		(-34,279)
簡素な給付措置		
市町村住民税非課税者240万人に1万円を支給		(-3,420)
上記のうち老齢基礎年金(65歳以上)等に5000円を加算		
住宅取得等にかかる給付措置		(-1,600)
給与収入500万円以下の住宅購入者に10～30万円給付		
子育て世帯に対する臨時特例給付金		(-1,473)
児童手当の受給者で、前年の所得が所得制限に満たない児童1人に1万円支給		
2014年度税制大綱		
個人所得課税		
所得給与所得控除の見直し	810	
上限を給与収入1500万円→1200万円(16年)→1000万円(17年)に 企業型確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ	▲ 70	▲ 20
法人課税		
復興特別法人税の一年前倒しでの廃止		▲ 6,453
交際費課税制度の適用年限を2年延長 飲食支出50%を損金算入 中小企業について現行の800万円定額控除との選択制に	▲ 430	▲ 290
国家戦略特区での機械等の取得で特別償却または税額控除の制度を創設	▲ 20	0
集積地域における産業資産の特別償却制度の廃止	10	10
地方法人課税の偏在是正 *		
地方法人住民税の一部を国税化 法人税割を引き下げ地方法人税の創設	▲ 4,908	▲ 1
地方法人特別税の規模を1/3縮小し 法人事業税の税率を引き上げ	6,728	1
車体課税の見直し		
自動車重量税のエコカー減税を拡充、 13年以上の経年車についての自動車重量税額を引き上げ	▲ 160	
自動車取得税を現行100分の3→100分の2に引き下げなど *	150	80
自動車取得税のエコカー減税を現行75%→80%軽減に拡充など *	▲ 806	▲ 806
自動車税グリーン化について登録の翌年度の税率を100分の75軽減など *	▲ 94	▲ 94
さらに自動車税グリーン化を2年延長する	10	
軽自動車税を2015年4月以降取得する新車について1.5倍に引き上など *	60	
13年以上の四輪車等の経年車に重課の導入 *	116	
二輪車の標準税率の引き上げ *	131	
消費税		
簡易課税制度の見直し仕入れ率の見直し	180	
外国人旅行者向けの消費税免税制度の見直し	▲ 100	▲ 50
国税改正に伴う地方税への影響		
個人住民税 *	272	
法人住民税 *	▲ 503	▲ 265
法人事業税 *	▲ 708	▲ 189
地方消費税 *	22	▲ 17

※出所:「平成25年度補正予算の概要」等をもとに上林作成

試算は、「平成26年度税制大綱」(2013.12.24閣議決定)の参考資料1, 2によるものである。

国税と地方税への増減収をあわせて記載した。*印は地方税関係である。()内は2013年度補正予算に計上

地方税のうち、増減額の少ない不動産取得税、固定資産税、都市計画税については省略してある。

消費税引き上げの増減額については、初年度は2014年度政府予算と地方財政計画の税収増加を加えた。

また、平年度は2013年度政府予算の消費税額をもとに3%分を推計した。

資料 2 地方財政計画（通常収支分） 歳入歳出 3年間の推移

単位：億円、%

歳入	2012(H24)年度			2013(H25)年度			2014(H26)年度		
	金額	増減額	増減率%	金額	増減額	増減率%	金額	増減額	増減率%
a 地方税	336,569	2,532	0.8	340,175	3,606	1.1	350,127	9,952	2.9
b 地方譲与税	22,615	866	4.0	23,470	855	3.8	27,564	4,094	17.4
c 地方特例交付金等	1,275	△ 2,602	△ 67.1	1,255	△ 20	△ 1.6	1,192	△ 63	△ 5.0
d 地方交付税	174,545	811	0.5	170,624	△ 3,921	△ 2.2	168,855	△ 1,769	△ 1.0
e 国庫支出金	117,604	△ 4,141	△ 3.4	118,503	899	0.8	124,491	5,988	5.1
f 地方債	111,654	△ 3,118	△ 2.7	111,517	△ 137	△ 0.1	105,570	△ 5,947	△ 5.3
g 地方債	50,321	△ 2,858	△ 5.4	49,385	△ 936	△ 1.9	49,618	233	0.5
h 臨時財政対策債	61,333	△ 260	△ 0.4	62,132	799	1.3	55,952	△ 6,180	△ 9.9
I 使用料手数料	14,037	△ 242	△ 1.7	13,888	△ 149	△ 1.1	15,862	1,974	14.2
j 雑収入	40,444	△ 417	△ 1.0	39,852	△ 592	△ 1.5	40,059	207	0.5
k 緊急防災・減災事業一般財源充当分	△ 96	皆増	0.0	△ 130	△ 34	35.4	△ 113	17	△ 13.1
l 合計	818,647	△ 6,407	△ 0.8	819,154	507	0.1	833,607	14,453	1.8
一般財源 (a~d+h+i)	596,241	1,251	0.2	597,526	1,285	0	603,577	6,051	1.0
実質的な地方交付税(d+h)	235,878	551	0.2	232,756	△ 3,122	△ 1.3	224,807	△ 7,949	△ 3.4

歳出	2012(H24)年度			2013(H25)年度			2014(H26)年度		
	金額	増減額	増減率%	金額	増減額	増減率%	金額	増減額	増減率%
l 給与関係経費	209,760	△ 2,934	△ 1.4	197,479	△ 12,281	△ 5.9	203,414	5,935	3.0
m うち給与費	187,154	△ 2,186	△ 1.2	177,691	△ 9,463	△ 5.1	184,633	6,941	3.9
n 一般行政経費	311,406	3,180	1.0	318,257	6,851	2.2	332,194	13,937	4.4
o 一般(補助)	158,820	1,339	0.9	163,919	5,099	3.2	173,976	10,057	6.1
p 一般(単独)	138,095	△ 506	△ 0.4	139,993	1,898	1.4	139,536	△ 457	△ 0.3
q 国保高齢医療等	14,491	2,347	19.3	14,345	△ 146	△ 1.0	15,182	837	5.8
r 地域の元気創事業費	14,950	△ 50	△ 0.3	14,950	0	0.0	11,950	△ 3,000	△ 20.1
s 地域経済基盤強化・雇用等対策費	108,984	△ 4,048	△ 3.6	106,698	△ 2,286	△ 2.1	110,035	3,337	3.1
t 投資的経費	57,354	△ 2,120	△ 3.6	56,668	△ 686	△ 1.2	57,756	1,088	1.9
u 投資(直轄・補助)	51,630	△ 1,928	△ 3.6	50,030	△ 1,600	△ 3.1	52,279	2,249	4.5
v 投資(単独)	130,790	△ 1,633	△ 1.2	131,078	288	0.2	130,743	△ 333	△ 0.3
w 公債費	9,667	55	0.6	9,889	222	2.3	10,357	468	4.7
x 維持補修費									
給与の臨時特例対応費									
y 公営企業繰出金	26,590	△ 277	△ 1.0	25,753	△ 837	△ 3.1	25,612	△ 141	△ 0.5
z うち企業債償還負担分	16,824	△ 294	△ 1.7	16,376	△ 448	△ 2.7	16,132	△ 244	△ 1.5
aa 不交付団体水準超経費	6,500	△ 700	△ 9.7	7,500	1,000	15.4	9,300	1,800	24.0
k 合計	818,647	△ 6,407	△ 0.8	819,154	507	0.1	833,607	14,453	1.8
地方一般歳出 (k-w-z-aa)	664,533	△ 3,780	△ 0.6	664,200	△ 333	△ 0.1	677,500	13,300	2.0

参考

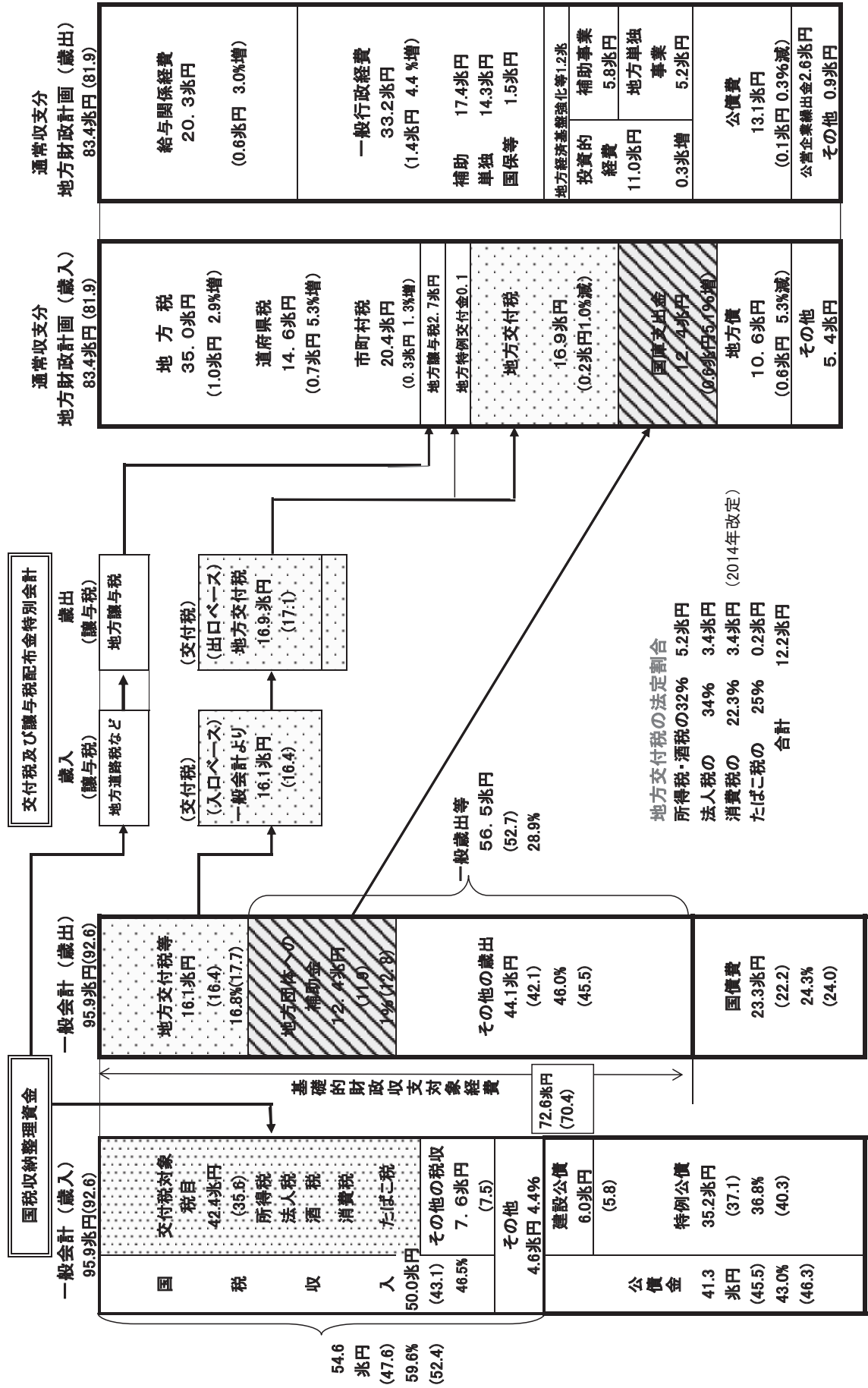
東日本大震災分	24,117	皆増		25,378	1,261	5.2	22,138	△ 3,240	△ 12.8
復旧・復興事業	17,788	皆増		23,347	5,559	31.3	19,617	△ 3,730	△ 16.0
緊急防災・減災(全国防災)事業	6,329	皆増		2,031	△ 4,298	△ 67.9	2,521	490	24.1

資料3 地方税収(通常収支分)の推移

単位:億円、%

歳入	2012(H24)年度			2013(H25)年度			2014(H26)年度					
	金額	増減額	増減率	構成比	金額	増減額	増減率	構成比	金額	増減額	増減率	構成比
道府県税												
道府県民税	54,520	1,516	2.9	39.4%	55,104	584	1.1	39.7%	56,586	1,482	2.7	38.7%
うち個人	45,700	1,119	2.5	33.0%	46,218	518	1.1	33.3%	46,291	73	0.2	31.6%
うち法人	6,775	538	8.6	4.9%	6,800	25	0.4	4.9%	7,508	708	10.4	5.1%
事業税	24,527	1,171	5.0	17.7%	25,109	582	2.4	18.1%	28,219	3,110	12.4	19.3%
うち法人	22,898	1,428	6.7	16.5%	23,431	533	2.3	16.9%	26,424	2,993	12.8	18.1%
地方消費税	26,466	775	3.0	19.1%	26,650	184	0.7	19.2%	30,043	3,393	12.7	20.5%
自動車税	15,677	△ 270	△ 1.7	11.3%	15,497	△ 180	△ 1.1	11.2%	15,480	△ 17	△ 0.1	10.6%
その他の税	17,289	335	2.0	12.5%	16,592	△ 697	△ 4.0	11.9%	15,967	△ 625	△ 3.8	10.9%
道府県税 合計	138,479	3,527	2.6	100.0%	138,952	473	0.3	100.0%	146,295	7,343	5.3	100.0%
道府県税構成比	41.1%			41.1%				40.8%				41.8%
参考・東日本大震災分を含む うち緊急防災・減災(全国防災)事業分	138,479				139,001	522	0.4		146,620	7,619	5.5	
					49				325	276	563.3	
市町村税												
市町村民税	87,302	3,044	3.6	44.1%	88,021	719	0.8	43.7%	89,818	1,797	2.0	44.0%
うち個人	69,442	1,631	2.4	35.1%	70,185	743	1.1	34.9%	70,228	43	0.1	34.4%
うち法人	17,860	1,413	8.6	9.0%	17,836	△ 24	△ 0.1	8.9%	19,590	1,754	9.8	9.6%
固定資産税	85,554	△ 4,199	△ 4.7	43.2%	85,968	414	0.5	42.7%	87,041	1,073	1.2	42.6%
うち土地	33,677	△ 553	△ 1.6	17.0%	33,542	△ 135	△ 0.4	16.7%	33,630	88	0.3	16.5%
うち家屋	35,278	△ 3,380	△ 8.7	17.8%	36,032	754	2.1	17.9%	36,974	942	2.6	18.1%
都市計画税	11,851	△ 516	△ 4.2	6.0%	11,988	137	1.2	6.0%	12,266	278	2.3	6.0%
その他の税	13,383	676	5.3	6.8%	15,246	1,863	13.9	7.6%	14,707	△ 539	△ 3.5	7.2%
市町村税 合計	198,090	△ 995	△ 0.5	100.0%	201,223	3,133	1.6	100.0%	203,833	2,609	1.3	99.8%
市町村税構成比				58.9%				59.2%				58.2%
参考・東日本大震災分を含む うち緊急防災・減災(全国防災)事業分	198,090				201,297	3,207	1.6		204,186	2,889	1.4	
					74				354	280	378.4	
地方税 合計	336,569	2,532	0.8	100.0%	340,175	3,606	1.1	100.0%	350,127	9,952	2.9	100.0%
参考・東日本大震災分を含む うち緊急防災・減災(全国防災)事業分	336,569				340,298	3,729	1.1		350,806	10,508	3.1	
					123				679	556	452.0	

資料4 国の予算と地方財政計画との関係 (2014 / 平成26年度)



()は前年度

()内は前年度

編集後記

2014年は次年度予算案の議会審議を目前に、東京都と大阪市で任期途中の首長選挙が実施されるという地方自治で極めて異例の年になりそうだ。東京都は任期1年で前知事が医療法人からの現金受け取り問題で想定外の辞職、大阪市は大阪都構想をめざす市長が任期2年で出直し選挙と、事情は異なるが、「首長の都合」で行われる選挙経費はいずれも5億円を超える支出と推計されている。民主主義のシステムで、民意を問うべきと有権者が求める住民投票については、掛かる経費を理由に慎重な姿勢を示す長・議員は少なくないが、選挙についてそうした問題指摘はほとんど聞かれない。都知事選挙の投票率は46.14%で、前回（2012年）を16.46ポイント下回り、過去3番目の低い水準となった。20年ぶりに都心を襲った大雪の影響もあるが、政治家の選挙への熱意と市民の選挙への関心との乖離が広がる中で選挙の意味を、政治家は市民とともに考える必要があるだろう。

(谷本有美子)

2014年2月25日

自治研かながわ月報第145号（2014年2月号，通算209号）

発行所	公益社団法人	神奈川県	地方自治研究センター	
発行人	上林得郎	編集人	大沢宏二	定価1部500円
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3		神奈川県地域労働文化会館4F	
	☎045(251)9721(代表)		FAX 045(251)3199	
	http://kjk.gpn.co.jp/		E-mail:kjk@gpn.co.jp	

☆センターのウェブサイト (<http://kjk.gpn.co.jp/>) をご利用下さい。→



会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000 円、賛助会員月 700 円のどちらかを選び、1 年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局
☎ 045(251)9721 へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A 5 版・80 ページ程度・定価 800 円) が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。